

## 第4回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名  
令和4年度第4回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所  
令和5年3月17日（金） 午後2時～午後3時30分  
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名  
田村委員（会長）、山田委員（副会長）、齋藤委員、田中委員
- 4 事務局  
財政局契約部長ほか3名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）  
財政局契約部工事契約課長  
西区建設部地域整備課課長補佐（事）主任  
都市整備局住宅部住宅整備課長  
安佐北区農林建設部農林課長  
都市整備局西風新都整備部西風新都整備担当課長
- 6 議題（公開、非公開の別）及び審議の概要

(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（公開）

- ア 工事の発注状況について
- イ 低入札価格調査制度の運用状況について
- ウ 指名停止措置等の運用状況について
- エ 苦情処理の運用状況について
- オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオまでについて、取りまとめて報告等を行った。  
報告に対して、委員から意見はなかった。

(2) 抽出事案の審議（公開）

- ア 新己斐橋補修工事（4-1）（条件付き一般競争入札）
- イ 福島第二十六アパート等複合施設耐震改修その他工事（条件付き一般競争入札）
- ウ 安佐町片廻林道災害復旧工事（4-1）（通常型指名競争入札）
- エ 西風新都環状線（梶毛南工区）道路新設工事（4-1）（随意契約）

(2)のアからエまでについて、各工事担当課長等から各々の発注した工事について説明及び質疑応答を行った。委員から意見はなく契約は適正であると判断された。

(3) 令和5年度第1回審議会で説明を受ける工事の抽出について

次回の審議会で審議する事案の抽出は、谷川委員が担当することとなった。

- (4) 次回の審議会開催日程について  
日程については、後日調整を行い、決定することとなった。

7 傍聴人の人数  
傍聴者 なし

8 発言の要旨  
主な質疑応答は、次のとおりである。

#### 抽出事案の審議

##### ア 新己斐橋補修工事（４－１）（条件付き一般競争入札）

- Q 1 応札者が１者だけだった理由は。
- A 1 本工事は河川内で行う工事であり、非出水期でないと河川の占用許可がおりないため、施工期間は１０月２６日から６月１０日までに限られる。また、仮設工事として、水替えを行うため矢板を設置するが、設置するに当たり、河川内の施工であるため台船での施工となる。そうした制約もあり、応札者が１者になったのではないかと思う。
- Q 2 随意契約にすることはできなかったのか。
- A 2 まず是一般競争入札を行い、幅広い業者に応札を求め、応札者がいなかった場合に違う契約手法を考えるべきだと考えた。
- Q 3 大がかりな工事だと思うが、施工可能な業者の絶対数は少ないのか。
- A 3 応札可能業者は２４者おり、一定数確保しているが、工事を施工する際に台船を借りる必要があるなど様々な制約があり、応札者が少なくなったと考えられる。
- Q 4 落札率が９９．７％と高い理由は。
- A 4 請負業者は、自らが積算し、どの位の価格になるか想定した上で応札されていると思われる。そうした中、本工事は難しい工事であるため、予定価格ギリギリの価格で落札できれば採算が合うと考えたのではないかと思われる。
- Q 5 橋脚（P 3）１基の補強工事であるが、１基ごとに入札を行っているのか。
- A 5 河川内の工事であり施工期間が半年程しか取れないため、橋脚１基ずつ工事を施工するのが精一杯である。今年度はP 3の１基のみ施工し、来年度はP 4、その次の年はP 5と、順次施工をしていくよう考えている。
- Q 6 前回の工事と同じ業者が落札して、価格は大体分かった上で落札したというのが実情なのか。
- A 6 市が積算した金額と請負業者が積算した金額は大きく違いはないと思われる。今回の請負業者は前回工事も落札されており、今回も同様の工事で発注しているため、設計金額の想定は容易であったと考えられる。
- Q 7 本工事の代表工種は「仮設工」（全体の８６％）であるが、工事目的物そのものではないので会社の施工実績としては求めないとのことであるが、「仮設工」も重要な工事であり、これができる能力があることを施工実績として求めてもよいのではないか。
- A 7 「仮設工」は河川内で矢板を打つものであり、高い技術力が必要である。一方、「橋脚巻立て工」も難しい工事であり、地震等に備え５０年以上機能する構造物を作る能力を重視して、施工実績の条件設定を行ったものである。

イ 福島第二十六アパート等複合施設耐震改修その他工事（条件付き一般競争入札）

Q 1 応札者が1者だけだった理由は。

A 1 工事現場が市営住宅に取り囲まれた住宅街の中にあり、周辺への配慮が必要な難易度が高い工事であるため、応札者が少なくなったと考えられる。

Q 2 落札率が98.8%と比較的高くなった理由は。

A 2 工事内容に含まれるPCフレームは認定工法であり、施工単価については専門業者から見積を聴取して対応している。請負業者は過去にも耐震工事に従事された実績があり、査定率を含め総合的に勘案して入札された結果、高い落札率となったと思われる。

Q 3 専門業者からの見積で積算したとのことであるが、そうした専門業者は何社かあるものなのか。

A 3 PCフレームはスマイルダンパフレームという固有名称を持つ認定工法であり、基本的には申請者の単独1者のみである。ただ、この工法はオープン仕様となっており、第三者が手順通りに施工すれば、認定通りの性能が得られるものとなっている。

Q 4 PCフレームの工法を持っている業者は1者しかいないという意味か。

A 4 耐震補強工法については、多くのメーカーが様々な条件設定を行った上で、性能評価機関から個別で認定を受けている。そうした工法をどのように施工上で使用するかについては、コスト検証等を通して決めており、本工事はスマイルダンパフレームという工法を採用することとしたものである。この工法は、プレキャストコンクリートのメーカーが認定を取られたものであるが、施工についてはオープン仕様になっており、仕様の範疇で製造及び施工の管理を行えば、目的物を得られるという規格になっている。

Q 5 本工事において、請負業者以外の他の業者がスマイルダンパフレームの工法により施工することは可能であったのか。

A 5 スマイルダンパフレーム工法は建築一般の元請業者の下に、PCフレームの施工実績のある専門業者が一次下請として入り施工することになる。PCフレームによる耐震補強は学校の校舎等において多数行われており、今回の応札者一者しかできないような工法ではない。様々な条件が整っていれば、本工事においても複数の応札が見込まれたものと思われる。

Q 6 条件が整えば他の業者も応札可能であったとのことであるが、複数業者に応札してもらうための対策については分析されたか。

A 6 本工事が1者応札となった最大の理由は、市営住宅が多く建ち並ぶ周辺状況で工事を施工するため、近隣対応が難しいことにあると考えている。こうした現場においてどのような工夫をすれば複数の応札が見込まれたかについては、工事設計上の対策としては思いつかない。

Q 7 本工事の現場周辺は道が狭く、施工が非常に大変だと思われる。こうした難しい工事であっても競争性を持たせるために、難しい工事は設計金額を高め設定するなどの工夫をされているのか。

A 7 一般論になるが、施工管理上、周辺配慮を含む雑多な対応が求められる耐震改修工事などにおいて、ある程度単価の見積を高め設定することはあるかと思われる。

ウ 安佐町片廻林道災害復旧工事（4-1）（通常型指名競争入札）

Q 1 応札者が1者と少なく、また、落札率が99.9%と高くなった理由は。

A 1 工事の内容自体は比較的一般的で簡単な工事であり、工種の内容的に十分積算が可能な範囲であったと思われる。ただ、本工事は、アクセス道路が極小であり、大型機械を入れて施工することが難しく、人力による撤去が必要であるとか小型機械を持っているかなどの特長要件があり、応札に応じられる業者が少なかったと思われる。そうした中で応札された業者

は、競争相手が少ないと想定した上で応札され、応札できなくてもやむを得ないと考えたのではないと思われる。

- Q 2 人力で撤去が必要な部分については、予定価格の積算に積み上げてあるのか。  
A 2 そうである。  
Q 3 災害復旧工事は河川が多い印象であったが、林道はどのぐらいあるのか。  
A 3 この災害において、林道の災害は4路線発生している。

エ 西風新都環状線（梶毛南工区）道路新設工事（4-1）（随意契約）

- Q 1 施工済み法面が想定した以上に浸食を受けたとのことだが、被害はどの程度であったのか。  
A 1 土砂災害のように崩れたわけではないが、施工中法面に雨の筋ができた。当初の想定より多く雨が降り、影響が大きかったため、工事の進め方を見直した。  
Q 2 工事施工中の雨の影響が想定より大きかったため、工事の進め方を見直したとのことであるが、今後、法面整形を同時並行で行うよう、他の工事も含めて進め方を変えていく流れになるのか。  
A 2 本工事は、限られた予算の中で土工事を優先したが、今後は適正な予算を確保して、適正に施工していきたいと考えている。  
Q 3 一緒に施工した方がトータルコストはおさえられるのか。  
A 3 そうである。一緒に施工した方が現場管理費等の経費やリスクが抑えられ、メリットがあると考えている。  
Q 4 随意契約をやることで、最終的な開通が早まることに結びつくのか。  
A 4 今回のような雨が降り、二次整形ということで別途施工する場合、それだけ工期が延びてしまうので、本工事のように一体で施工する方が工期短縮につながるものと考えている。